



しんぎょれんの現況

2015

SHINGYOREN 2015



JF マリンバンク
愛媛県信用漁業協同組合連合会

目 次

ごあいさつ	1
経営方針	
・ 経営理念	2
・ 貸出運営についての考え方	2
・ わたしたちJFのめざすもの	3
・ 漁業者等の経営の改善のための取組状況	4
本会の組織	
・ 組織機構図	6
・ 会 員 数	7
・ 役 員	7
・ 職 員	7
・ 協 同 会 社	7
・ 特定信用事業代理業の状況	7
・ 店 舗 一 覧	8
・ 自動機器の設置状況	9
・ 店舗所在地	10
事業運営	
・ リスク管理態勢	11
・ 法令等遵守態勢	13
・ 個人情報保護態勢	15
・ 金融ADR制度への対応	17
・ 利用者サポート等対応	17
・ 反社会的勢力への対応	18
・ 利益相反管理体制	19
・ 金融商品の勧誘方針	21
沿革・歩み	22
事業のご案内	24
商品・サービスのご案内	25
手数料一覧	
・ 内国為替の取扱手数料	30
・ 両替手数料	30
・ 自動機手数料	31
地域の活性化のための取組状況	32
トピックス	33
資料編	
・ 業 績	35
・ 貸借対照表	37
・ 損益計算書	38
・ 注 記 表	39
・ キャッシュ・フロー計算書	46
・ 剰余金処分計算書	47

貯 金	
・ 種類別・貯金者別貯金残高	48
・ 科目別貯金平均残高	48
・ 財形貯蓄残高	48
貸 出 金	
・ 種類別・使途別・貸出者別貸出金残高	49
・ 科目別貸出金平均残高	49
・ 貸出金担保別内訳	50
・ 債務保証担保別内訳	50
・ 業種別貸出金残高	50
・ 主要な水産業関係の貸出金残高	51
有 価 証 券	
・ 種類別有価証券平均残高	52
・ 有価証券残存期間別残高	52
・ 有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	53
・ 保有有価証券の利回り	53
・ オフバランス取引の状況	53
・ 先物取引の時価情報	53
・ オプション取引の時価情報	53
受託業務・為替業務等	
・ 受託貸付金の残高	54
・ 内国為替の取扱実績	54
平残・利回り等	
・ 粗 利 益	55
・ 業 務 純 益	55
・ 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	55
・ 受取・支払利息の増減額	56
・ 経費の内訳	56
役員等の報酬体系	
・ 役 員	57
・ 職 員 等	58
・ そ の 他	58
諸 指 標	
・ 最近5年間の主要な経営指標	59
・ 経営諸指標（貯貸率等・利益率）	59
自己資本の充実の状況	60
リスク管理情報等	
・ リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額	71
・ 金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額	72
・ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	73
・ 貸出金償却の額	73
財務諸表の正確性等にかかる確認書	74

ごあいさつ

皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当連合会及び愛媛県下JFマリンバンクの業務運営に対しまして、格別のご理解・ご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

本年も当連合会へのご理解を一層深めていただくために、ディスクロージャー誌「2015しんぎょれんの現況」を作成いたしました。ご参考にしていただければ幸いに存じます。

さて、本県の漁協信用事業は、協同組合運動の理念の下、県下漁協の中核金融機関として、会員等ご利用者の皆様方からの信頼に応えるため機能整備に努めて参りました。

国内経済は緩やかに回復に向かっているものの、県内の漁業情勢は、漁業資源の減少、燃油価格の高騰等による経費圧迫により、厳しい状況に変わりありません。特に魚類養殖においては餌代の高騰等、依然として漁家経営は極めて厳しい状況が続いています。

このような状況の中、県下信用事業の体制整備につきましては、平成27年7月時点で信用事業実施3漁協を残し、32漁協が信用事業協同体に参加し、代理店は41店舗となっております。

平成27年度からは、3ヶ年の中期経営計画の2年目を迎え、経営課題に対するアクションプランを実践することで、厳しい漁業環境、金融環境の中でも漁業者のニーズに十分に答え続けられる「浜の暮らしを守る信頼の金融」の構築を目指して鋭意取り組んでまいり所存でございます。

当連合会といたしましては、県内漁協系統金融の健全性確保を図りながら、会員の皆様方との認識を共有して、浜の金融を守り、組合員の負託に十分に答え、漁村及び地域社会から信頼されるJFマリンバンクとなるよう役職員が一丸となって努力してまいりますので、一層のご支援、ご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成27年7月



代表理事会長

高 取 武 則

経営方針

●経営理念

当連合会は、協同組合運動の理念の下、中期経営計画（平成26年度から平成28年度）の2年目を迎え、経営課題に対するアクションプランを実践することで、厳しい漁業環境、金融環境の中でも漁業者等のニーズに十分に答え続けられる「浜の暮らしを守る信頼の金融」の構築を目指して鋭意取り組んでいきます。

この経営理念の実現のために、以下の事項を重点的に取り組むことといたします。

《重点取組事項》

- ①事業推進
- ②経営管理体制の整備
- ③正組合員宅全戸訪問運動
- ④渉外体制の強化
- ⑤県域健全性強化への取組み
- ⑥内部管理体制の充実

●貸出運営についての考え方

貸出金平残305億円を目標に、漁業金融機能の強化を図り、会員及び組合員、地域住民等の必要資金に対し、積極的な資金対応を行います。

《具体的実践事項》

- ①組合員への相談機能発揮による漁業近代化資金を中心とした制度資金等の推進
「無保証人型漁業融資促進事業」や、農林中央金庫の利子助成制度を活用し、モデル漁協を中心とした推進を展開し、適切な審査、資金対応を図ります。
- ②生活関連資金の推進
漁業者の生活基盤である住宅建築に伴う資金対応や、教育、マイカーローン等、生活関連資金について積極的な推進に努めます。

●わたしたちJFのめざすもの

生命誕生の起源である母なる海の恵みを受けて、漁業は、水産食料の供給を担うとともに、地球の約7割を占める海の環境を守る水の番人としても大切な役割をもっています。

我が国の漁業者はこれらの役割を発揮し、海洋と国土の保全、国民経済の発展、そして豊かな社会の実現に寄与してきました。

また、わたしたちJFは漁業を基盤とする組織として、漁業協同組合運動の歴史を通じ、漁業者の生活安定、漁業と漁村の発展に貢献してきました。

これからも、わたしたちJFの組合員・役職員は、こうした使命を自覚し、明日に向けて、協同組合原則（自主、自立、参加、民主的運営など）に基づき行動します。

そして、我が国と世界の協同組合の仲間と連携し、また、消費者や地域とのつながりを深め、「人を大切にする社会」、「民主的で公正な社会」の実現に努めます。

このため、わたしたちJFの組合員・役職員は次のことを宣誓し、責任をもって行動します。

J F 綱 領

- 一、海の恵みを享受するすべての人々とともに、海を守り育み、次代へ引き継ごう。
- 一、食料供給の担い手として、安全・安心・新鮮な水産物を提供しよう。
- 一、都市・農山村の人々と交流を深め、活気ある漁村をつくろう。
- 一、JFの利用・参加によって、協同の成果を高めよう。
- 一、自主・自立、民主的運営を基本に、JFを健全に経営しよう。
- 一、協同の理念を学び、実践を通じて共に生きがいを追求しよう。

そして、わたしたちJFの組合員・役職員は、これらの社会的な使命や役割をしっかりと果たすことが出来るよう、また、消費者や国民から大きな信頼が得られるよう、常に、事業・組織・経営の革新に努めます。

※「JF」とは、漁協系統イメージ刷新運動に係る統一呼称であり、
Japan Fisheries cooperativesの略称です。

●漁業者等の経営の改善のための取組状況

■中小漁業者等の経営支援に関する取組方針

当連合会は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当連合会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当連合会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当連合会は、組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員の皆さまをはじめとするお客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当連合会は、事業を営む組合員等の皆さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、組合員の皆さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対し本法律の趣旨を周知徹底することにより、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当連合会は、組合員等の皆さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員等の皆さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当連合会は、組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員の皆さまをはじめとするお客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 中小企業者等金融円滑化への対応
 - (1) 水産業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
 - (2) 当連合会は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、漁業信用基金協会、企業再生支援機構等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 金融円滑化管理に関する体制
当連合会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
 - (1) 会長以下、常勤理事、本部長、本部長代理及び監査室長を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化の態勢整備にかかる重要な事項を協議し、施策に反映させます。
 - (2) 当連合会は、業務統括本部長を「金融円滑化管理責任者」、融資課長および営業課長並びに各支所長を「金融円滑化管理担当者」として、当連合会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当連合会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、必要に応じて見直しを行います。
また、経営者保証に関するガイドライン（平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会により公表、平成26年2月1日適用）に基づき、当連合会では、新規のお取引や既存のお取引における経営者保証に関して、ガイドラインを遵守し、誠実に対応するよう取組んでまいります。

■中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

当連合会では、中小漁業者等の経営支援に関する対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 会長以下、常勤理事、本部長、本部長代理及び監査室長を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化の態勢整備にかかる重要な事項を協議し、施策に反映させることとしております。
- (2) 業務統括本部長を「金融円滑化管理責任者」として、当連合会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 業務統括本部融資課、営業課及び各支所（以下「各営業店等」といいます。）に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各営業店等における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融円滑化管理責任者へ報告することとしております。
- (4) 各営業店等では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。
- (5) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を業務統括本部融資課に設置しているほか、営業課及び各支所においても承っております。

〈条件変更等希望のお客さまのためのご相談窓口〉

窓 口		所 在 地	電話番号
本 所	業務統括本部融資課	松山市二番町4-6-2	089-933-8718
	業務統括本部営業課		089-933-8719
今 治 支 所		今治市恵美須町1-4-3	0898-31-0039
宇和島支所		宇和島市築地町2-5-7	0895-22-1232

受付時間 9:00～17:00（土・日曜日、祝日・振替休日、12月31日～1月3日を除く）

- (6) お客さまからの、当連合会の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、経営管理本部に受付窓口を設置しております。また、各営業店等で苦情を受けた場合には、当連合会所定の手続きに従って、速やかに経営管理本部に連絡をし、経営管理本部と各営業店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。
- (7) 経営者保証に関するガイドラインの趣旨を踏まえ、「与信取引に関する利用者への説明態勢にかかる規則」を制定し、体制等の整備を行い、適切に対応しております。

■中小企業者等の経営支援にかかる取組状況

当連合会では、中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うため、以下の取組を行っております。

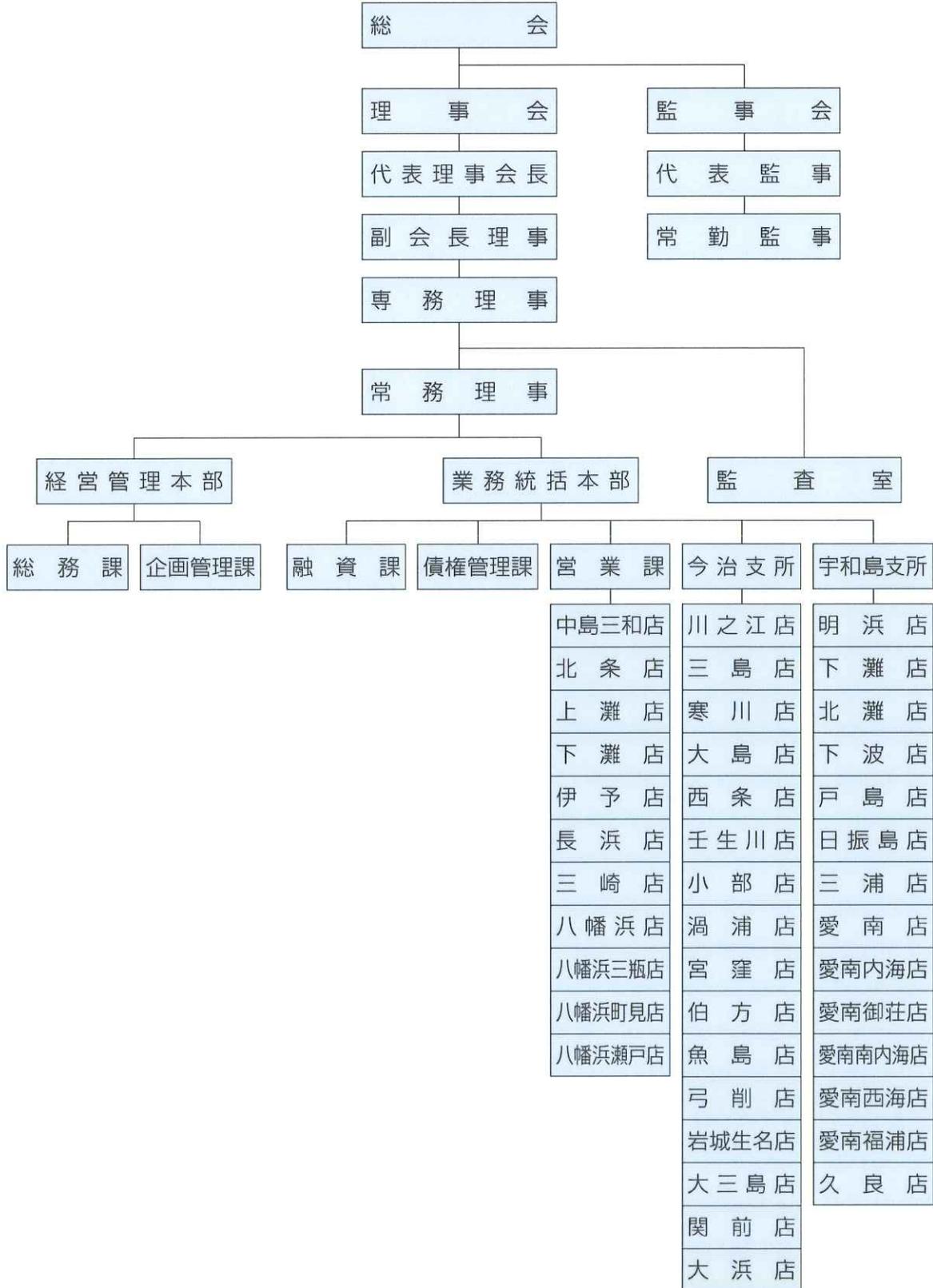
- (1) 業務統括本部を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) 特に、漁業者のお客さまに関しては、当連合会の管轄支所及び所属漁協とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) これらに対する機能発揮のため、当連合会の職員に対し、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上を図るため、必要な研修、指導を行っております。

なお、現在職員3名を「漁業金融相談員」に指名し、より円滑な対応を図っております。

本会の組織

●組織機構図

(平成27年6月末現在)



●会 員 数

資 格 別	25年度末	26年度末	増 減
正 会 員	63	63	0
准 会 員	0	0	0
合 計	63	63	0

●役 員

(平成27年6月末現在)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表 理事 会長	高 取 武 則	理 事	福 島 大 朝
副 会 長 理 事	坂 本 猪 明	理 事	松 岡 真 喜 男
専 務 理 事	高 木 宏 幸	理 事	宮 本 房 茂
常 務 理 事	横 田 崇	理 事	竹 田 英 則
理 事	三 好 猛	代 表 監 事	鍵 家 幸 典
理 事	林 喜 代 行	常 勤 監 事	古 山 安 孝
理 事	對 尾 眞 也	監 事	川 又 文 丸
理 事	網 江 正 安	監 事	小 川 好 人

(注) 常勤監事 古山安孝は、員外監事です。

●職 員

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
参 事	2	2	2	2	2
男 性 職 員	23	22	24	25	23
女 性 職 員	19	14	15	12	13
嘱 託 ・ 常 よ う 人	0	4	4	6	4
合 計	44	42	45	45	42

●協同会社

該当ありません。

●特定信用事業代理業の状況

該当ありません。

●店舗一覽

(平成27年7月1日現在)

店 舗 名	所 在 地	代表電話番号
本 所	松山市二番町4丁目6番地2	(089) 933-8719
中 島 三 和 店	松山市津和地600番地	(089) 999-0031
北 条 店	松山市北条辻1456番地	(089) 992-0129
上 灘 店	伊予市双海町上灘甲5722の3	(089) 986-1133
下 灘 店	伊予市双海町串甲3655番地4	(089) 987-0021
伊 予 店	伊予市灘町357番地	(089) 982-0134
長 浜 店	大洲市長浜甲1021番地地先	(0893) 52-1146
三 崎 店	西宇和郡伊方町串19番地	(0894) 56-0111
八 幡 浜 店	八幡浜市1522番地18	(0894) 22-2811
八 幡 浜 三 瓶 店	西予市三瓶町安土533番地	(0894) 33-1331
八 幡 浜 町 見 店	西宇和郡伊方町二見甲1251番地5	(0894) 39-0168
八 幡 浜 瀬 戸 店	西宇和郡伊方町三机乙2989番地13	(0894) 52-0016

店 舗 名	所 在 地	代表電話番号
今 治 支 所	今治市恵美須町1丁目4番地3	(0898) 31-0039
川 之 江 店	四国中央市川之江町4101番地の地先	(0896) 58-2019
三 島 店	四国中央市三島中央1丁目11番17号	(0896) 24-2815
寒 川 店	四国中央市寒川町4775番地の4	(0896) 23-3718
大 島 店	新居浜市大島甲1591番地	(0897) 46-1005
西 条 店	西条市樋之口字梅ヶ須賀445番地1	(0897) 56-3165
壬 生 川 店	西条市壬生川547番地7	(0898) 64-2019
小 部 店	今治市波方町小部甲153番地3	(0898) 52-2301
渦 浦 店	今治市吉海町椋名578番地	(0897) 84-2720
宮 窪 店	今治市宮窪町宮窪2700番地	(0897) 86-2008
伯 方 店	今治市伯方町叶浦甲1667番地の3	(0897) 72-1556
魚 島 店	越智郡上島町魚島1番耕地1362番地1	(0897) 78-0021
弓 削 店	越智郡上島町弓削下弓削839番地3	(0897) 77-2121
岩 城 生 名 店	越智郡上島町岩城1530番地	(0897) 75-2033
大 三 島 店	今治市大三島町浦戸1507番地1	(0897) 83-0136
関 前 店	今治市関前岡村甲80番地第2	(0897) 88-2001
大 浜 店	今治市大浜町2丁目3番28号先	(0898) 23-3737

店 舗 名	所 在 地	代表電話番号
宇 和 島 支 所	宇和島市築地町2丁目5番地7	(0895) 22-1232
明 浜 店	西予市明浜町狩浜1番耕地215番地	(0894) 65-0311
下 灘 店	宇和島市津島町嵐番外23番地2	(0895) 35-0221
北 灘 店	宇和島市津島町北灘甲1032番地	(0895) 32-2850
下 波 店	宇和島市下波3048番地	(0895) 29-0121
戸 島 店	宇和島市戸島2218番地	(0895) 64-0001
日 振 島 店	宇和島市日振島1682番地	(0895) 65-0321
三 浦 店	宇和島市三浦西3566番地5	(0895) 29-0231
愛 南 店	南宇和郡愛南町鮪越166番地3	(0895) 72-1135
愛 南 内 海 店	南宇和郡愛南町柏崎536番地	(0895) 85-0304
愛 南 御 荘 店	南宇和郡愛南町御荘平山526	(0895) 74-0101
愛 南 南 内 海 店	南宇和郡愛南町赤水767番地2	(0895) 75-0331
愛 南 西 海 店	南宇和郡愛南町船越1057番地	(0895) 82-1011
愛 南 福 浦 店	南宇和郡愛南町福浦1204番地	(0895) 83-0321
久 良 店	南宇和郡愛南町久良1200番地2	(0895) 72-1225

●自動機器の設置状況

A T M（現金自動預入・支払機）、C D（現金自動支払機）の設置台数

項 目	区 分	店 舗 内	店 舗 外
本・支所設置	C D	0	0
	A T M	0	2
代理店設置	C D	0	0
	A T M	1	0

●店舗所在地



事業運営

●リスク管理態勢

■基本方針

金融自由化・国際化・規制緩和が急速に進展する中で、金融機関が直面するリスクもまた多様化・複雑化しており、より一層の管理能力を問われています。

当連合会では、こうした認識のもと、会員等ご利用者の皆様に安心してご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要であると考えております。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべくリスク管理にかかる方針を策定し、認識すべきリスクやそれをコントロールする管理態勢など、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理態勢の充実・強化に努めています。

なお、当連合会における各諸リスクへの対応は以下のとおりです。

■信用リスク管理

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当連合会は、個別の重要案件又は大口案件については、理事会において対応方針を決定しており、その他通常の貸出取引については、本所に業務統括本部融資課を設置し各支所と連携を図りながら与信審査マニュアル、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。

不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行い、その結果、貸倒引当金については、「償却及び引当金計上基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めると共に、その内容について理事会に附議することとしています。

■市場リスク管理

「市場リスク」とは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの3要素からなっています。

当連合会では、余裕金運用にあたって、その健全な運用を図るため、経営方針、資金の運用調達構造、リスク負担能力及び本年度収支見込等を考慮の上、年度毎に運用方針を定めるとともに、「余裕金運用規程」及び「余裕金運用等にかかるリスク管理手続き」に基づき、定期的にALM委員会を開催して、理事会に報告する態勢を構築しています。

■流動性リスク管理

「流動性リスク」とは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

当連合会では、預け金等の資金繰りリスクについて、経営管理本部総務課が月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努め、経営管理本部企画管理課においてその管理状況をチェックするとともに、定期的にALM委員会において協議する態勢をとっています。

■オペレーショナル・リスク管理

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことであります。

当連合会では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、リーガルなどについて事務処理や業務運営の過程において損失を被るリスクと定義づけ、事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きを整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する態勢を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

■事務リスク管理

「事務リスク」とは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことであります。

当連合会では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、各部署における自店検査の実施等による事務リスクの削減に努めています。

さらに、事務処理の適正化、事故及び不祥事の未然防止等の観点から、内部監査の専門部署を設置し、「内部監査規程」及び「内部監査実施要領」等に基づき、毎年度全部署を対象に内部監査を実施しております。

また、職員の長期職場離脱の実施や長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう人事異動を行う等、事故・不正防止に努めるとともに、各種研修を通じて事務処理ミスの未然防止や職員の資質向上に努めています。

■システムリスク管理

「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことであります。

当連合会では、コンピュータシステムの安全かつ円滑な運用に努めるとともに、万一の不測の事態に備え、「システムリスク等危機管理マニュアル」を策定し、本計画が発動された場合には、危機管理体制に移行する態勢を構築しています。

●法令等遵守態勢

■基本方針

個人・団体・企業を問わず、日常の行動にあたっては、定められた法令等を遵守しつつ、活動することが当然のこととして求められています。

また、国内外における社会経済情勢の変化や構造改革に伴い、企業経営のあり方そのもの、また相次ぐ不祥事件の発生によりその社会的責任が強く問われる中、コンプライアンス態勢の整備・強化と、より公正・透明な経営が求められています。

このような社会的背景のもと、当連合会においても法令等遵守に対する取り組みを最重要課題の一つと位置付け、金融システムの一員として、引き続き信頼を確保し、漁協系統金融機関としての基本的使命や社会的責任を果たしていけるよう、今後もコンプライアンス意識の強化や態勢整備を図り、ディスクロージャー（情報公開）とアカウントビリティ（説明責任）を重視した透明性の高い業務運営を行っていくよう、不断の努力を積み重ねていく方針です。

具体的には、平成12年4月に下記の「法令等遵守に係る基本方針」を策定し、更には、コンプライアンス経営がより具体的に業務運営や役職員の業務行動に反映されるよう「コンプライアンス・マニュアル」を制定いたしました。

また、コンプライアンス勉強会の実施及び各種研修の受講等を通じて、役職員のコンプライアンス意識の向上・浸透に努めております。

今後につきましても、常に信頼される金融機関を目指し、役職員一人一人が倫理観の醸成と不正を許さない職場づくりに取り組んでまいります。

《法令等遵守に係る基本方針》

（漁協系統信用事業の使命）

1. 協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員等利用者からの揺るぎない信頼の確立を図ります。

（質の高い金融サービスの提供）

2. 漁業生産ならびに会員等ご利用者の生活を支える、創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供を通じて地域経済・社会の発展に貢献します。

（法令やルールの厳格な遵守）

3. 水協法・定款を始めとするあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な信漁連運営を遂行していきます。

（反社会的勢力との対決）

4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

（会員等ご利用者・地域社会とのコミュニケーション）

5. 経営情報の積極的かつ公正な開示、あるいは漁業の特性を活かした信漁連らしい活動等を通じて、会員等ご利用者はもとより広く地域社会とのコミュニケーションを図っていきます。

■ 運営態勢

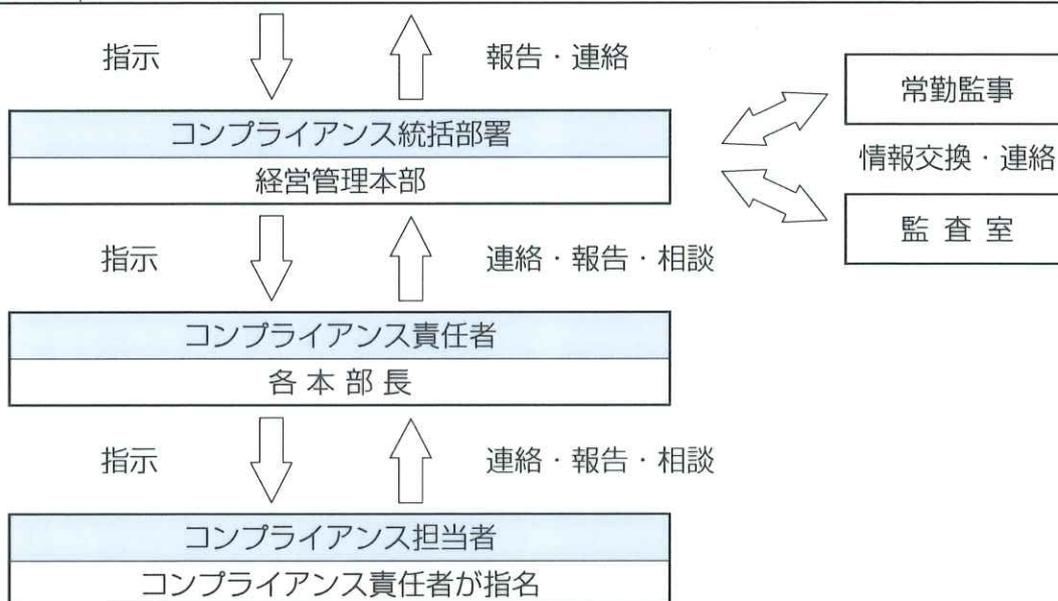
当連合会のコンプライアンス態勢は、コンプライアンス推進委員会、コンプライアンス統括部署（経営管理本部）、コンプライアンス責任者を中心に運営しています。

コンプライアンス推進委員会（委員長：代表理事会長）では、当連合会のコンプライアンスに関する基本事項等が審議され、これらの事項は、理事会で協議・決定のうえ実施されます。

また、コンプライアンス統括部署は、各部署との連絡・相談や会内への教育・啓蒙にあたるとともに、各部署に統括部署との連絡窓口となるコンプライアンス責任者を配置すること等により、コンプライアンスの浸透・徹底を図っています。

更に、コンプライアンス態勢の整備や、研修等によるコンプライアンス推進活動など、当連合会に関する年間の実践計画を「コンプライアンス・プログラム」として定め、コンプライアンスが着実に浸透するよう取り組んでいます。

コンプライアンス推進委員会	
委員長	代表理事会長
委員	専務理事・常務理事・本部長・本部長代理・監査室長（事務局：経営管理本部）
出席者	常勤監事・アドバイザー
審議事項	①コンプライアンス態勢全般にかかる企画・推進 ②コンプライアンス・マニュアル、関連諸規程等の制定・見直し ③コンプライアンスにかかる具体的実践計画の検討ならびに定期的な進捗管理及び施策評価 ④コンプライアンスにかかる重要な要整備事項の検討 ⑤コンプライアンスにかかる重要な本会内外の情報等に関すること ⑥反社会的勢力等への対応に関すること ⑦利用者サポート等の対応に関すること ⑧利益相反管理体制の運営状況全般に関すること ⑨金融円滑化の管理体制の整備・確立に関すること



●個人情報保護態勢

■個人情報保護に向けた取り組み

当連合会は、会員等ご利用者の皆様よりお預りした個人情報を正しく取り扱うことが社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

《個人情報保護方針》

1. 当連合会は、個人情報を取り扱う際に、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「法」という。）をはじめ、個人情報保護に関する関係諸法令及び主務大臣のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。
2. 当連合会は、利用目的を可能な限り特定した上、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取り扱います。
3. 当連合会は、個人情報を取得する場合は、適正な手段で取得するものとし、また、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知又は公表します。
但し、ご本人から、書面により直接取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当連合会は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努め、また、個人情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じ、役職員等及び委託先を監督します。
5. 当連合会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを当連合会以外の第三者に提供しません。
6. 当連合会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
7. 当連合会は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し、迅速かつ適切に取り組み、そのための内部管理体制の整備に努めます。
8. 当連合会は、取り扱う個人情報につき、役職員等に適正な情報管理を周知徹底させるため、計画的に教育・研修等を行います。
9. 当連合会は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどにより、本保護方針の適正な実施運営及び継続的な改善に努めます。

■情報セキュリティへの取り組み

当連合会は、会員等ご利用者の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報及びお預りした情報の安全管理（以下、「情報セキュリティ」という。）の確保と厳正な取扱いの実践に努めることが社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

《情報安全管理基本方針》

1. 当連合会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当連合会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないように努めます。
3. 当連合会は、情報安全管理に関して、業務に従事する者の役割を定め、会全体で情報安全管理を推進できる体制を維持します。
4. 当連合会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が生じた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当連合会は、上記の活動を継続的に行なうと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティ管理体制を確立し、維持改善に努めます。

●金融ADR制度への対応

■苦情処理措置の内容

当連合会においては、組合員等の利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応いたします。

具体的には、

- ① 利用者サポート等管理責任者の設置
- ② ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置

を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受け付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

■紛争解決措置の内容

苦情等のお申し出については、当連合会が対応いたしますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合には、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。(JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と連携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介します。)

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。

●利用者サポート等対応

■利用者保護の内容

当連合会の信用事業の利用者保護等管理にかかる基本方針である「利用者保護等管理方針」に則り、当連合会の信用事業の業務（信用事業の業務において取得した個人情報を含む。以下同じ。）に関して会員等利用者からの相談・苦情等へ迅速・公平かつ適切に対処し、金融ADR^(注1)制度等も踏まえつつ、当連合会における利用者サポート等の管理を行うための体制、役割等を定め、円滑な解決を図るとともに、利用者に対する説明責任を事後的に補完し、業務の改善と利用者満足の向上に役立て、もって当連合会の業務への利用者の信頼性を確保することを目的とする。

(注1) ADR (Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争解決) は、訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決が期待される。

●反社会的勢力への対応

■反社会的勢力等排除に向けた取り組み

当連合会は、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

《反社会的勢力等への対応に関する基本方針》

(運営等)

当連合会は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当連合会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

(反社会的勢力等との決別)

当連合会は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当連合会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当連合会は、反社会的勢力等への対応に際し、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素から警察、財団法人暴力推進センター、弁護士など外部専門機関との連携強化を図ります。

(取引時確認)

当連合会は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

(疑わしい取引の届出)

当連合会は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

●利益相反管理態勢

■利益相反管理に向けた取り組み

当連合会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、水産業協同組合法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

《利益相反管理方針》

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当連合会の行う信用事業関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

- (1) お客さまと当連合会間の利益が相反する類型
- (2) 当連合会の「お客さまと他のお客さま」と間の利益が相反する類型

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかなる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当連合会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて

て、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当連合会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）

(4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当連合会で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

(1) 当連合会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当連合会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとし、また、当連合会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当連合会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

●金融商品の勧誘方針

当連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の立場に立った勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

《勧 誘 方 針》

1. お客様の商品利用目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、お客様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

沿革・歩み

昭和24年度	愛媛県信漁連設立（設立時 会員数83組合、出資金100万円）
昭和32年度	共同化資金融資制度が発足
昭和33年度	信漁連今治・宇和島事務所開所
昭和35年度	信漁連西条事務所開所
昭和38年度	農林漁業金融公庫業務代理開始
昭和39年度	愛媛県水産会館落成
昭和40年度	農林漁業団体職員共済組合業務代理開始
昭和41年度	住宅金融公庫業務代理開始
昭和44年度	愛媛県漁業近代化資金融資制度が発足
昭和47年度	全国漁協信用事業相互援助制度に加入
昭和48年度	農水産業協同組合貯金保険機構に加入
昭和51年度	農林中央金庫業務代理開始（内国為替業務）
昭和53年度	国民金融公庫業務代理開始
昭和54年度	全銀内為制度に加盟
〃	国庫金振込事務取扱開始
〃	信漁連南宇和支所開所
昭和56年度	新愛媛県水産会館落成
昭和62年度	国債等窓販業務の取扱開始
平成元年度	全国漁協信用事業オンラインシステム稼動
平成5年度	愛媛県収納代理金融機関指定
〃	全国漁協貯金ネットサービス取扱開始
平成6年度	宇和島支所ATM設置
平成7年度	第4次全銀為替システム稼動
平成8年度	松山市収納代理金融機関指定
平成9年度	農協系統貯金ネット提携開始
平成10年度	南宇和支所ATM設置
〃	MICS提携開始
平成11年度	水協法施行漁連・信漁連創立50周年記念式典
平成12年度	本所ATM設置
〃	郵貯とのネット提携開始
平成13年度	日本マルチペイメントネットワーク運営機構に加入
平成14年度	JFマリンネットバンクサービス開始
〃	国債等窓販業務の取扱廃止
平成15年度	第5次全銀為替システム稼動
〃	全オンセンターと北海道信漁連との信用事業システム統合
〃	マルチペイメントネットワークサービス取扱開始
平成16年度	河原津漁協、関前村漁協、魚島村漁協より信用事業譲受け 決済用貯金取扱開始
平成17年度	今治市・宇和島市収納代理金融機関指定
〃	下灘漁協（宇和島）、壬生川漁協、中島漁協、新居浜市大島漁協、北条市漁協、久良漁協より信用事業譲受け
〃	セブン銀行とのネット提携開始

平成18年度	愛南町収納代理金融機関指定
〃	北灘漁協より信用事業譲受け
平成19年度	セブン銀行・郵便局のATMでの入金取引開始
〃	南宇和支所を廃止し、宇和島支所と統合
〃	弓削漁協より信用事業譲受け
〃	本所ICキャッシュカード対応ATM設置
平成20年度	松山市上・下水道事業収納取扱金融機関指定
〃	明浜漁協、三浦漁協、戸島漁協より信用事業譲受け
平成21年度	蔦淵漁協、日振島漁協、長浜町漁協より信用事業譲受け
〃	西条支所を廃止し、今治支所と統合
平成22年度	大浜漁協、宮窪町漁協、下波漁協、川之江漁協より信用事業譲受け
平成23年度	桜井漁協、三島漁協、寒川漁協、下灘漁協、三崎漁協、渦浦漁協、上灘漁協、伯方町漁協、中島三和漁協、伊予漁協、八幡浜漁協、愛南漁協より信用事業譲受け
〃	伊方町、八幡浜市、西予市収納代理金融機関指定
〃	第6次全銀為替システム稼動
平成24年度	中島店を廃止
〃	小部漁協、西条市漁協、岩城生名漁協、大三島漁協より信用事業譲受け
〃	大三島店（上浦）ATM設置
平成25年度	ローソン・イーネットとの提携開始
〃	中島三和怒和島店、蔦淵店を廃止
平成26年度	河原津店を廃止

事業のご案内

JFマリンバンクはどなたでもご利用できる金融機関です。

●貯金業務

会員・組合員の皆様はもとより、水産業関連団体、地域住民の皆様や事業主の皆様から、普通貯金・定期貯金等各種貯金を、目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、キャッシュサービスは、県内はもちろん、全国の銀行や信用金庫をはじめとするMICS提携金融機関、JAバンク（農協）、セブン銀行、コンビニエンスストア（ローソンATM、ファミリーマート等のイーネット提携ATMの設置店舗等）、ゆうちょ銀行のATM、CDでもご利用いただけます。

なお、ATM手数料無料化以外のATMでは、手数料をキャッシュバックしているところもあり、多くのATMで利用手数料が実質無料となっています。手数料等の詳細につきましては、「手数料一覧」のページの自動機手数料の欄をご覧ください。

さらに、より安心・安全にご利用いただくために、JFマリンバンクの磁気キャッシュカードをお持ちのお客様にはICチップ搭載型キャッシュカードへ切り替えを、また、JFマリンバンクのキャッシュカードをお持ちでないお客様にはICチップ搭載型キャッシュカードの新規発行を、それぞれ手数料無料でお勧めしています。

●貸出・受託貸付業務

会員漁協への購販売事業等の運転資金貸出、会員の組合員への漁業近代化資金等制度資金、営漁資金及び生活資金融資も行っています。

また、一般の皆様にも、住宅ローン、教育ローン、生活ローン等各種ローンを取り揃えていますので、お気軽にご相談下さい。

さらに、日本政策金融公庫（農林水産事業資金及び教育資金）の融資申込みのお取次も行っておりますので、併せてご利用下さい。

●為替・振替決済業務

学費等の「振込」や手形、小切手類の「取立」、各種年金の自動受取、また電気・電話・水道・NHK受信料等の公共料金の自動支払いもぜひご利用ください。

わたしたち愛媛信漁連は、これからも、さらに便利で身近な浜のくらしに密着した金融機関を目指します。

商品・サービスのご案内

●貯金業務

■主な貯金商品

種 類	特 色	預 入 金 額	期 間
大口定期貯金	まとまった資金を有利に、かつ確実に増やす最高利回りの商品です。	1,000万円以上	1ヶ月以上 5年以下
変動金 定期貯金	その時々金融情勢に応じて、金利が変わる商品です。	1円以上	1年以上 3年以下
スーパー定期貯金	身近な定期です。1,000万円未満で都合に応じて、期間をお選びください。	1円～1,000万円 未満	1ヶ月以上 5年以下
期日指定定期貯金	1年以上経過すれば、ご希望の日にお引き出しできます。	1円～300万円 未満	1年以上 3年以下
定額積立定期貯金	毎月一定の日に一定の金額を積立てる定期です。	1円以上	1・2・3・ 4・5年
自由積立定期貯金	預入期間内に自由に積立てることができる定期です。	1円以上	1年以上 5年以下
漁協積立定期貯金Ⅰ型	漁協組合員の資産形成のための定期です。プランに合わせて「水揚天引式」と「定額式」のいずれかをお選びいただき、自動振替より積立しています。	1円以上	1年の自動継続
漁協積立定期貯金Ⅱ型	毎月一定額を普通貯金より自動振替し積立しています。一部支払いもできる便利な定期です。	1円以上	1年の自動継続
定期積金	身近な積金です。毎月コツコツ無理なく貯金できます。	1回の預入 100円以上	6ヶ月以上 7年以下
当座貯金	小切手や手形による決済口座として利用いただくための貯金です。	1円以上	出し入れ自由
普通貯金	いつでも出し入れのできるサイフ代わりの貯金です。 個人のは定期性貯金を担保とする総合口座の取扱いができます。	1円以上	出し入れ自由
貯蓄貯金	普通貯金より高利回りで、10万円型と30万円型のタイプがあります。 スウィング機能があります。	1円以上	出し入れ自由
通知貯金	短期間のまとまった資金を有利に運用できます。	1万円以上	定めなし (但し、7日以上 の据置期間必要)
総合口座	1つの通帳で、普通貯金と定期性貯金がセットされており、定期性貯金を担保に借り入れもできます。家計のメイン口座としてご利用下さい。		

■漁協系統セーフティーネット構築に向けた取り組み

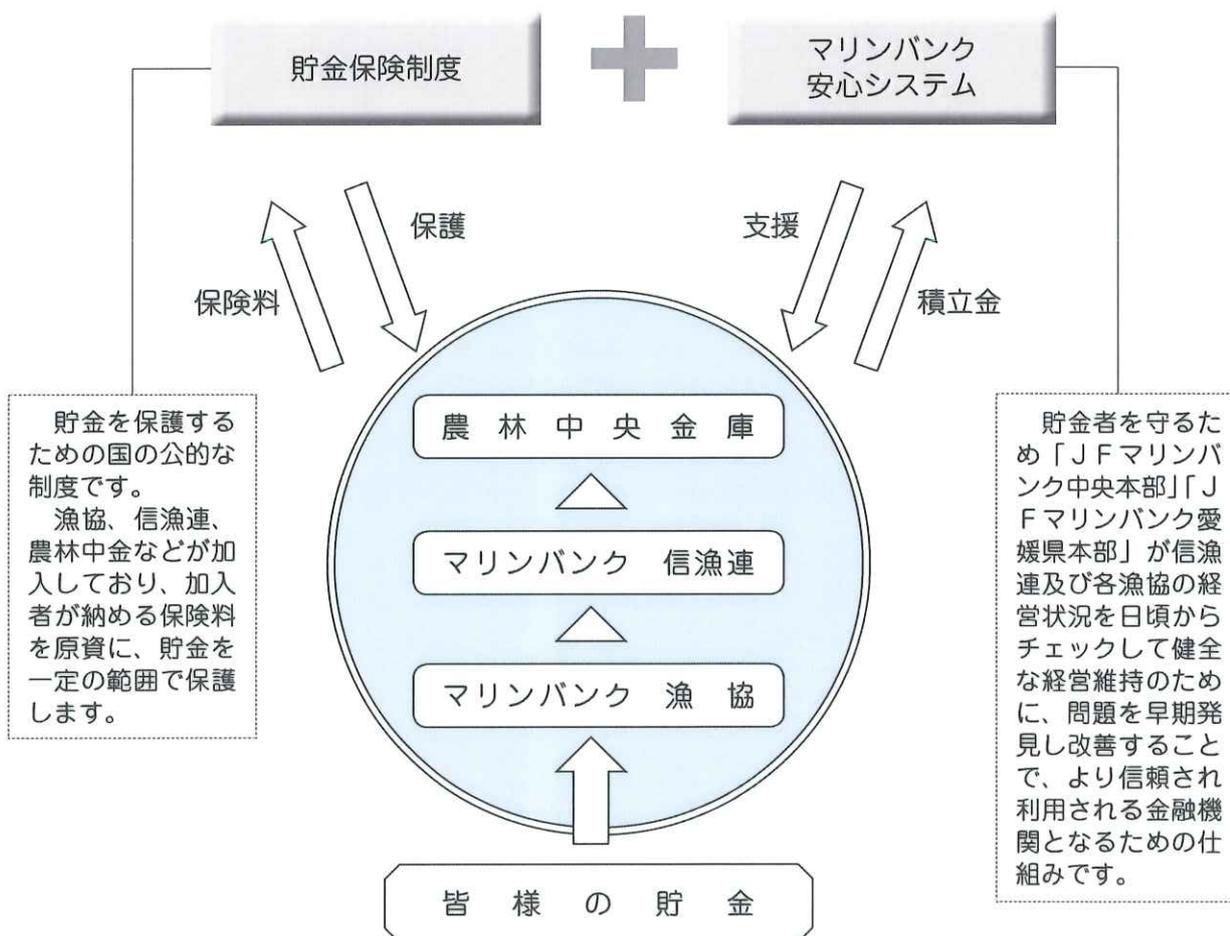
当連合会は、皆様に安心して貯金を預けていただけるよう、平成15年1月に施行された再編強化法に基づき「マリンバンク安心システム」という新たなセーフティーネットを構築しました。

これまでは、「農水産業協同組合貯金保険制度」と「全国漁協信用事業相互援助制度」の2つの制度で皆様からお預りした貯金をお守りしていましたが、このうち「相互援助制度」をさらにパワーアップさせたのが「マリンバンク安心システム」です。

具体的には、個々の漁協等や信漁連の経営健全性を高い水準で維持することです。

また、万が一経営状況が厳しくなった場合も、早期発見・早期解消する仕組みを措置しました。

皆様からお預りした貯金は、グループ全体でしっかり守るということです。



●貸付業務

種 類	一 般 資 金	制 度 資 金
手 形 貸 付	一 般 信 用 貸 付 協 会 保 証 付 貸 付 商 手 担 保 貸 付 貯 金 担 保 貸 付	—
証 書 貸 付	一 般 証 書 貸 付 協 会 保 証 付 貸 付 住 宅 資 金 各 種 □ 一 ン	漁 業 近 代 化 資 金 漁 業 経 営 維 持 安 定 資 金 中 山 間 地 域 活 性 化 資 金 農 林 漁 業 共 同 化 資 金
当 座 貸 越	一 般 □ 座 貸 越 総 合 □ 座 貸 越	—

■漁業近代化資金

☆漁業近代化資金とは？

長期・低利な資金によって、水産業の経営の近代化を図ることを目的とした制度資金です。漁船建造・漁具取得等の設備資金を中心に幅広い用途の資金が用意されています。

☆長期・低利な理由は？

借入金に対して国・県からの利子補給がありますので、長期かつ低利でご利用いただけます。(市町の上乗せ利子補給がある場合、さらに金利が低くなります。)

種 類	対 象 事 業	返 済 期 間	融 資 額
1号資金	20トン未満の漁船の建造・取得・改造及び附属機器の取得	(漁船) 最長20年	20トン以上の漁船を使用して漁業を営む個人・法人 …… 3億6,000万円以内
2号資金	20トン以上の漁船の建造・取得・改造及び附属機器の取得	(機器) 最長10年	
3号資金	漁船漁具保管修理施設、水産物加工施設など	最長15年	水産養殖業を営む法人 …… 1億8,000万円以内
4号資金	漁場改良造成用機具、水産物等運搬用機具など	最長7年	2つ以上の複合経営者 …… 1億5,000万円以内
5号資金	漁具、養殖用施設など	最長5年	20トン未満の漁船を使用して漁業を営む個人・法人・水産養殖業を営む個人 …… 9,000万円以内
6号資金	水産動植物の種苗の購入・育成など	最長5年	上記以外の個人 …… 1,800万円以内
7号資金	漁業者研修施設、漁家民宿施設など	最長20年	漁村給排水施設 …… 1,200万円以内 特定の漁家住宅 …… 1,800万円以内
8号資金 (農林水産大臣特認)	漁場改良造成施設	最長12年	漁家民宿施設 …… 4,000万円以内
	漁村給排水施設	最長15年	初度的経営 …… 1,500万円以内
	特定の漁家住宅	最長15年	漁協等 …… 12億円以内
	漁協経営強化機器整備	最長10年	
	初度的経営	最長5年	

■各種ローン商品

種 類	使 い み ち	返済期間	融 資 額
マイカーローン (基金協会保証型)	自家用車購入・車検	最長7年	300万円以内
	運転免許取得費用		
マイカーローン (信用保険型)	自動車関連用品購入	最長5年	200万円以内
	車庫取得費用		
生活ローン	必要とする一切の資金	最長5年	200万円以内
教育ローン (基金協会保証型)	入学金、授業料、下宿代等	最長7年	300万円以内
教育ローン (信用保険型)		最長5年	200万円以内
住宅ローン	個人住宅新築、土地購入等	最長35年	所要資金の範囲内
定積ローン	必要とする一切の資金	当該定期積金の満期日	200万円以内
共済ローン	漁協共済、生活総合共済	最長20年	300万円以内
カードローン	必要とする一切の資金	—	100万円以内
レスキューローン	会員の組合員で喫緊の対応が必要な資金	最長5年	200万円以内

※上記ローンをご利用の際は、ご契約上の規定、ご返済方法、ご利用限度額等にご留意下さい。
 ※変動金利の金利変更は、原則として年2回（通常4月、10月）に行います。

■受託業務

- ① 株式会社 日本政策金融公庫（農林水産事業・国民生活事業）
- ② 独立行政法人 住宅金融支援機構
- ③ 独立行政法人 福祉医療機構

●為替・決済業務

■各種サービス

種 類	内 容
内国為替サービス	全国の金融機関への振込・代金取立を確実にを行います。
年金自動受取	国民年金・厚生年金等の年金がおお客様の貯金口座へ自動的に振り込まれます。
自動支払サービス	電気・電話・水道・ガス・NHK受信料等の公共料金をはじめ、国税、県税、高校授業料、国民年金保険料等をおお客様の貯金口座から自動的にお支払いいたします。
収 納 代 理	愛媛県税、松山市税、今治市税、八幡浜市税、西予市税、宇和島市税、四国中央市税、愛南町税、伊方町税、上島町税の支払にご利用下さい。
キャッシュサービス	<p>キャッシュカードを使って、県内はもちろん全国のMICS提携金融機関、セブン銀行・ゆうちょ銀行・農協・一部コンビニエンスストアの自動機（ATM・CD）から現金を引き出すことができます。</p> <p>更に、セブン銀行・ゆうちょ銀行・ローソン・イーネットのATMでは、現金の預入も可能になっている他、手数料キャッシュバック等もおこなっており、ますます便利になっています。</p> <p>また、キャッシュカードは、従来の磁気ストライプカードに偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載した「ICキャッシュカード」を発行しており、より一層セキュリティを強化したものとなっておりますので安心してご利用いただけます。</p>
クレジットカード	マリンクレジットカードは、ショッピングやレジャーなどお客様のサイン一つでご利用になれる便利なカードです。
JFマリンネットバンクサービス	<p>お手持ちの携帯電話・パソコンに接続されているインターネットから、残高照会、入出金明細照会、お振込、お振替など各種サービスをご利用いただけます。</p> <p>また、税金・保険料・公共料金などの支払いができるマルチペイメントネットワークによる収納サービス「Pay・easy（ペイジー）」もご利用できます。</p>

手数料一覧

●内国為替の取扱手数料

区 分		本会本支所及び県内漁協宛		系統金融機関及び他行宛	
		文書扱い	電信扱い	文書扱い	電信扱い
振込手数料(1件につき)					
窓口利用	3万円未満	216円	200円	432円	540円
	3万円以上	432円		648円	756円
自動機利用	3万円未満	/	無 料	/	216円
	3万円以上				
JFマリンネット バンク利用	3万円未満				
	3万円以上				
送金手数料(1件につき)		432円		648円	
代金取立手数料(1通につき)				(普通扱)648円(至急扱)864円	
送金・振込組戻料(1件につき)		648円			
不渡手形返却料(1通につき)					
取立手形組戻料(1通につき)					
取立手形店頭呈示料(1通につき)					

- (注) 1. 上記手数料には、消費税(8%)が含まれております。
 2. 同地交換加盟金融機関支払場所の手形等の代金取立手数料は、当面免除します。

●両替手数料

お取扱枚数(※)	手数料
100枚以下	無 料
101枚以上 1,000枚以下	324円
1,001枚以上 2,000枚以下	648円
2,001枚以上 3,000枚以下	972円
3,001枚以上	1,000枚増すごとに プラス324円

※「持込枚数合計」または「持帰り枚数合計」のいずれか多い方の枚数
 (同一金種の新券への交換・記念硬貨の交換は、無料となります。)

●自動機手数料

区 分		平 日			土 曜 日		日祝祭日
		早 朝	時間内	時間外	時間内	時間外	時間外
J F 系 統	入 出 金	無 料			無 料		無 料
J A 系 統	出 金	無 料			無 料		無 料
ゆうちよ銀行	入 出 金	無 料			無 料		無 料
ク ー ソ ン	入 出 金	無 料			無 料		無 料
イーネット	入 出 金	無 料			無 料		無 料
セブン銀行	入 出 金	108円	無料	108円	無料	108円	108円
		*					
上記以外の MICS提携行	出 金	216円	108円	216円	108円	216円	216円
		*					

*利用手数料キャッシュバック

ご利用された翌月の5日（休日の場合は翌営業日）に1ヶ月分の利用分を、お客様の口座へ入金いたします。

口座解約をされた場合は、利用手数料をキャッシュバックできませんのでご了承ください。

コンビニエンスストア等に設置の一部ATMにおいては、金融機関が直接ATMを設置している場合、他ATM運営会社のATMが設置されている場合があります、所定の手数料がかかる場合があります。

一部ATMが設置されていない店舗もあります。

ATM設置場所によってはお取扱い時間が異なります。

上記以外のATMにおいて、所定の手数料がかかる場合、または取扱いができない場合があります。

愛媛信漁連のATMのお取扱い時間

平 日	土日祝日
9:00	9:00
～ 19:00	～ 17:00

※大三島店（上浦）ATMのお取扱い時間は、平日9:00～17:00、土曜日9:00～12:00となっております。

愛媛信漁連以外のATMのお取扱い時間

平 日			土 曜 日		日祝祭日
早 朝	時間内	時間外	時間内	時間外	時間外
8:00	8:45	18:00	9:00	14:00	9:00
～ 8:45	～ 18:00	～ 21:00	～ 14:00	～ 17:00	～ 17:00

※店舗により上記時間帯内でも取り扱いを行っていない場合がございますので、ATMコーナーの表示をご確認ください。

地域の活性化のための取組状況

漁協系統組織は、漁業者（組合員）が協同して経済活動を行い、相互の事業と暮らしの向上を図るだけでなく、協同組合原則の一つである「地域社会の発展のための貢献」を掲げ、国民への食糧供給者としての役割を担っています。

当連合会は、漁業にかかる設備資金や運転資金を積極的に融通し、漁業者の経営継続、経営改善を必要とする漁協への支援を金融面から支えるなど、水産業の発展及び漁村振興の一翼を担っています。なお、青年漁業者育成のため、漁業関連設備資金の貸出利息につき優遇措置を設ける取組みも行っております。

また、漁協に信用窓口を残して、地域の金融機関として漁村地域の発展・活性化に資するとともに、以下のような取組みも行っています。

漁協女性部との連携

愛媛県漁協女性部連合会の事務局を通して、小学校への訪問授業を含めた魚食普及活動、海浜清掃活動、漁船海難遺児募金活動等に取り組んでいます。

また、本年度も、「えひめ・まつやま産業まつり」の地域イベントに参加しました。県内の水産物加工品の販売を行い、県民・市民の魚食普及に関する理解と親しみを深めるとともに地産地消の推進に努めました。



地元水産物を利用した加工品の開発、それによる起業・経済活動、品質衛生管理、新たに、販路拡大を図るための加工品のPRや販売促進活動等を支援するための愛媛県補助事業であるシービジネス育成支援事業を積極的に活用し、漁村女性による活力ある漁村づくりを目指しています。



農商工連携・6次産業化等への取組み

農商工連携や6次産業化に対して様々な協力をしています。

農商工連携への協力として、水産業と商工業のコラボによる商品開発に向けた市場調査や技術開発、販売促進のための農商工連携ファンド事業に参加しています。

また、生産・加工・販売に亘る6次産業化の円滑な推進へ、オール愛媛体制でサポートを行う「えひめ6次産業化推進チーム会議」や、地域の将来構想のもと地域イノベーションを推進するため、6次産業化による宇和海地域の活性化を目指す「えひめ水産イノベーション創出推進協議会」にも参加協力しています。

トピックス

- 平成26年 5月 金融窓口事例研修会開催。
- 平成26年 6月 河原津店を廃止する。
- 平成26年 9月 年金推進研修会開催。
- 平成26年10月 平成26年度JFマリンバンク推進大会。
- 平成27年 3月 ブロック信用事業協同体事業推進協議会開催。

| 資 | 料 | 編 |

業 績

●貯 金

本年度の貯金業務は、平成26年度貯蓄推進方策に基づき、正組合員宅全戸訪問活動の継続、各種キャンペーンを主とした貯金運動、JFマリンバンク認知度向上、年金推進、水揚代金・給与振込先指定及びICキャッシュカードの獲得推進を実施しました。

その結果、県下全体の定期貯金新規獲得額は29億円、定期積金契約額は2億円の実績となりました。

また、平残目標757億円に対し763億円の実績となり、残高は前年度末比5億円増の771億円となりました。

(単位：億円、%)

区 分	前年度残高 (A)	本年度残高 (B)	増加額 (B)-(A)=(C)	26年度目標 (D)	増加率 (C) / (A)	目標達成率 (B) / (D)
残 高	766	771	5	770	0.7	100.1
平均残高	781	763	△ 18	757	△ 2.3	100.8

●貸 出 金

本年度の貸出業績は、会員・組合員からの種苗等育成・購入資金等を中心とした資金需要に対し、適切な融資対応に努めましたが、緊急支援資金の約定弁済等により期末平残は前年度比17億円減の303億円、期末残高は前年度比3億円増の296億円となりました。

(単位：億円、%)

区 分	前年度残高 (A)	本年度残高 (B)	増加額 (B)-(A)=(C)	26年度目標 (D)	増加率 (C) / (A)	目標達成率 (B) / (D)
残 高	293	296	3	-	1.0	-
平均残高	320	303	△ 17	310	△ 5.3	97.7

●財務収支・自己資本比率

漁業を取り巻く厳しい環境により、資金調達である貯金量は減少し、運用である貸出金においても新規設備資金等の需要減少が続く状況下にあります。

しかしながら、金融機関の安全性・健全性を示す自己資本比率は、「新BIS規制（バーゼルⅢ）」に従った算定の結果、22.32%となり、国内基準（最低所要自己資本比率）の4%及び系統内ルールに示された漁協信用事業実施要件である8%を大きく上回り高い水準を確保しております。

(単位：百万円)

区 分	前年度末 (A)	本年度末 (B)	増 減 (B)-(A)=(C)
経 常 利 益	143	161	18
当 期 剰 余 金	137	130	△7
自 己 資 本 比 率	24.44%	22.32%	△2.12%

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負債及び純資産の部		
科 目	25年度末	26年度末	科 目	25年度末	26年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	626	629	貯 金	76,614	77,064
預 け 金	47,292	47,548	当 座 貯 金	12	12
系統預け金	44,973	45,119	普 通 貯 金	22,169	23,130
系統外預け金	2,319	2,429	貯 蓄 貯 金	21	21
貸 出 金	29,310	29,615	通 知 貯 金	8	8
手形貸付金	5,620	7,430	別 段 貯 金	1,242	1,364
証書貸付金	19,549	18,052	定 期 貯 金	52,595	51,962
当座貸越	2,556	2,548	積立定期貯金	19	15
金融機関貸付	1,585	1,585	定 期 積 金	548	552
その他資産	393	365	代理業務勘定	0	0
未決済為替貸	3	0	その他負債	142	202
前払費用	0	1	貸付留保金	5	47
未収収益	118	113	未払法人税等	3	7
その他の資産	272	251	従業員預り金	23	23
固定資産	526	504	未決済為替借	6	5
有形固定資産	525	502	未払費用	86	90
無形固定資産	1	2	前受収益	15	27
外部出資	6,279	6,325	その他の負債	4	3
系統出資	4,710	4,727	諸引当金	486	471
系統外出資	1,569	1,598	賞与引当金	15	15
繰延税金資産	185	180	退職給付引当金	279	282
債務保証見返	29	38	役員退職慰労引当金	16	20
貸倒引当金	△ 238	△ 244	特定債務者支援引当金	176	154
			債務保証	29	38
			負債の部計	77,271	77,775
			(純資産の部)		
			会 員 資 本	7,131	7,185
			出 資 金	1,525	1,541
			利 益 剰 余 金	5,606	5,644
			利 益 準 備 金	1,863	1,893
			その他利益剰余金	3,743	3,751
			任意積立金	3,599	3,599
			当期末処分剰余金	145	152
			うち当期剰余金	137	130
			純資産の部計	7,131	7,185
合 計	84,402	84,960	合 計	84,402	84,960

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	25 年 度	26 年 度
経 常 収 益	1,165	1,102
資金運用収益	995	952
貸出金利息	722	668
預け金利息	17	15
受入雑利息	0	0
受取奨励金	236	239
受取特別配当金	20	30
役務取引等収益	21	22
内国為替受入手数料	16	16
その他受入手数料	4	5
その他の役務取引等収益	1	1
その他事業収益	89	90
受取出資配当金	89	89
受取助成金	0	1
その他経常収益	60	38
その他の経常収益	60	38
経 常 費 用	1,022	941
資金調達費用	132	130
貯金利息	127	128
支払雑利息	1	0
支払奨励金	4	2
役務取引等費用	8	9
内国為替支払手数料	4	4
その他支払手数料	1	1
その他の役務取引等費用	3	4
その他事業費用	35	38
融資保険料	4	3
支払助成金	19	23
事業推進費	11	11
債権管理費	1	1
事業管理費	779	749
その他経常費用	68	15
貸倒引当金繰入額	67	14
貸出金償却	1	0
その他の経常費用	0	1
経 特 別 利 益	143	161
特別利益	13	0
固定資産処分益	0	0
保険金等受入益	13	0
特別損失	13	1
固定資産処分損失	0	1
盗難	13	0
税引前当期利益	143	160
法人税、住民税及び事業税	3	25
法人税等調整額	3	5
当期剰余金	137	130
前期繰越剰余金	8	22
当期末処分剰余金	145	152

注 記 表

I. 継続組合の前提に関する注記

該当ありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
外部出資に計上したその他有価証券の評価は、移動平均法による原価法です。
2. 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりであります。
 - (1) 有形固定資産
 - ①減価償却資産の償却方法は定率法です。
 - ②平成10年4月1日以降取得の建物の償却方法は定額法です。
 - ③取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却を行っております。
 - ④平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。
 - ⑤耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (2) 無形固定資産
当会利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準は次のとおりであります。
 - (1) 貸倒引当金は、「経理規程」、「資産自己査定実施要領」及び「償却及び引当金計上基準」に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。
なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額（当事業年度は税法基準を採用）を計上しております。
すべての債権は、「資産自己査定実施要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - (2) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（当事業年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）に基づき必要額を計上しております。
 - (3) 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支出に備えるため、「常勤理事退任慰労金支給内

規]、「非常勤理事退任等慰労金支給に関する内規」、「常勤監事退任慰労金支給内規」及び「非常勤監事退任等慰労金支給に関する内規」に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

- (5) 特定債務者支援引当金は、再建支援を行っている特定の債務者に対する支援により、将来発生が見込まれる損失額を合理的に見積り計上しております。
4. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式です。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

該当ありません。

Ⅳ. 表示方法の変更に関する注記

該当ありません。

Ⅴ. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当ありません。

Ⅵ. 誤謬の訂正に関する注記

該当ありません。

Ⅶ. 貸借対照表に関する注記

- 有形固定資産の減価償却累計額は1,030,286,684円、圧縮記帳累計額は56,970,116円（うち当期圧縮記帳額は0円）です。
- 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
系統預け金	6,000,000,000円
系統外預け金	400,000,000円
担保資産に対応する債務	
未決済為替	4,306,188円
借入金	0円
- 理事及び監事に対する金銭債権の総額は6,264,028,905円です。
ただし、総合口座取引における当座貸越又は貯金を担保とする貸出金（担保とされた貯金の額を超えないものに限る。）は、この限りではありません。
- 理事及び監事に対する金銭債務はありません。
ただし、貯金はこの限りではありません。
- リスク管理債権の内訳は、次のとおりであります。
 - 貸出金のうち破綻先債権額は2,456,796円、延滞債権額は9,934,175,224円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものです。
 - 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
 - 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,245,000,000円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は11,181,632,020円です。

なお、上記5. (1)から(4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,457,000,000円であります。このうち、原契約期間が1年以内のものが2,457,000,000円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約には、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、契約極度額の減額及び貸越の中止又は本契約の解除をすることができる旨の条項が付けられております。

VIII. 損益計算書に関する注記

該当する事項はありません。

IX. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品に対する取組方針

当会は、愛媛県を事業区域として地元の漁業者等が組合員となっている各地のJFが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員及びその組合員（以下、所属員という。）に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。

当会は貯金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っております。

また、残った資金は主に農林中金に預け入れております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、93%は水産業に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当会は、個別重要案件又は大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に業務統括本部融資課を設置し、各支所との連携を図りながら与信審査を行っております。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については、管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「償却及び引当金計上基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

②市場リスクの管理

当会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視し、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応でき

る柔軟な財務構造の構築に努めております。

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「貯金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が10,223,479円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(4.参照のこと)

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金	629,492,568	629,492,568	0
(2) 預 け 金	47,548,574,236	47,548,639,880	65,644
(3) 貸 出 金	29,614,850,322		
貸倒引当金(※)	△244,364,076		
	29,370,486,246	29,875,204,814	504,718,568
資 産 計	77,548,553,050	78,053,337,262	504,784,212
(1) 貯 金	77,064,362,638	77,129,567,241	65,204,603
負 債 計	77,064,362,638	77,129,567,241	65,204,603

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法は次のとおりであります。

資産

(1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分毎に、新規に預け入れた場合に

想定される預金金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を貨幣の時間価値のみを反映した無リスクの利子率であるLIBOR・円SWAPレートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付、割引手形については、短期間で償還されることから、時価は簿価と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。変動金利の定期貯金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利の定期貯金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、決算日時点で新規に貯金を受け入れる際に使用している利率を用いております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、2. の金融商品の時価には含まれておりません。

(単位：円)

区 分	貸借対照表計上額
①系統出資(※1)	4,726,990,000
②系統外出資(※1)	1,598,522,500
合 計	6,325,512,500

(※1) 系統出資及び系統外出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから時価開示の対象とはしておりません。

5. 金融債権の決算日後の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	47,548,574,236	0	0	0	0	0
貸出金(※)	13,845,959,301	2,994,039,445	2,240,689,267	1,555,483,003	1,170,692,590	5,854,326,630
合 計	61,394,533,537	2,994,039,445	2,240,689,267	1,555,483,003	1,170,692,590	5,854,326,630

(※) 貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の1,953,660,086円は含めておりません。
なお、一部の金融機関向けの貸出金1,585,000,000円は、5年超に含めております。

6. 貯金の決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	71,697,739,262	3,606,645,316	1,709,149,513	34,649,264	15,466,283	713,000
合計	71,697,739,262	3,606,645,316	1,709,149,513	34,649,264	15,466,283	713,000

(※) 貯金のうち、要求払貯金24,535,061,180円については「1年以内」に含めて開示しております。
また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補填備金については含めておりません。

X. 有価証券に関する注記

該当ありません。

XI. 退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は以下のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に関する会計基準」

(企業会計審議会 平成10年6月16日)に基づき、簡便法により行っております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	279,278,438円
退職給付費用	18,389,263円
退職給付の支払額	△15,356,213円
期末における退職給付引当金	282,311,488円

(2) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	282,311,488円
退職給付引当金	282,311,488円

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	18,389,263円
----------------	-------------

2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金3,763,589円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された平成27年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は52,658千円となっております。

XII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、以下のとおりであります。

	平成27年3月31日現在
繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	42,756,132円
固定資産減損処理額	26,637,891円
賞与引当金超過額	4,247,593円
未納事業税等	1,429,093円
退職給付引当金超過額	77,946,202円
役員退職慰労引当金超過額	5,419,291円
減価償却限度超過額	46,230,048円

特定債務者支援引当金超過額	42,519,400円
未収収益不計上否認分	2,242,612円
繰延税金資産小計	249,428,262円
評価性引当金	△69,394,022円
繰延税金資産合計	180,034,240円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は、以下のとおりであります

	平成27年3月31日現在
法定実効税率	27.61%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.63%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△15.16%
住民税均等割	1.28%
評価性引当額の増減	0.75%
その他	△0.26%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.85%

XIII. 賃貸等不動産に関する注記

該当する重要な事項はありません。

XIV. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当ありません。

XV. 資産除去債務に関する注記

該当する重要な事項はありません。

XVI. 重要な後発事象に関する注記

該当ありません。

XVII. その他の注記

該当ありません。

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	25年度	26年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	142	160
減価償却費	28	25
貸倒引当金の増加額	66	7
退職給付引当金の増加額	13	3
その他の引当金・積立金の増加額	△ 21	△ 18
資金運用収益	△ 995	△ 952
資金調達費用	132	130
固定資産処分損益	—	0
貸出金の純増減	2,297	△ 305
預け金の純増減	100	1,000
貯金の純増減	△ 3,313	450
教育情報資金	△ 7	△ 10
事業分量配当金の支払額	△ 60	△ 50
その他	△ 79	88
資金運用による収入	1,012	970
資金調達による支出	△ 134	△ 152
小 計	△ 819	1,346
法人税等の支払額	△ 2	△ 21
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 821	1,325
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△ 20	△ 3
外部出資による支出	△ 202	△ 47
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 222	△ 50
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	20	18
出資配当金の支払額	△ 22	△ 30
出資金の払戻しによる支出	—	△ 2
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2	△ 14
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額	△ 1,046	1,262
6 現金及び現金同等物の期首残高	9,563	8,517
7 現金及び現金同等物の期末残高	8,517	9,777

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	25年度	26年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	145	152
剰 余 金 処 分 額	113	115
利 益 準 備 金	30	35
任 意 積 立 金	0	0
(うち特 別 積 立 金)	(0)	(0)
出 資 配 当 金	23	30
事 業 分 量 配 当 金	60	50
次 期 繰 越 剰 余 金	32	37

- (注) 1. 普通出資金の配当率は2.0%の割合です。
 2. 事業分量配当金の分配基準及び金額
 貯金 定期貯金平残の0.077% (50,000千円)
 3. 次期繰越剰余金に含まれる水産業協同組合法第55条第7項に掲げる教育情報資金の額は、10,000,000円であります。

貯 金

●種類別・貯金者別貯金残高

(単位：百万円)

項 目		25年度末		26年度末		
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
当 座 性 貯 金	当 座 貯 金	12	0.0%	12	0.0%	
	普 通 貯 金	22,169	28.9%	23,130	30.0%	
	貯 蓄 貯 金	21	0.0%	21	0.0%	
	通 知 貯 金	8	0.0%	8	0.0%	
	別 段 貯 金	1,242	1.6%	1,364	1.8%	
計		23,452	30.6%	24,535	31.8%	
定 期 性 貯 金	定 期 貯 金	52,595	68.6%	51,962	67.4%	
	うち固定自由金利定期	52,595	68.6%	51,962	67.4%	
	うち変動自由金利定期	0	0.0%	0	0.0%	
	積 立 定 期 貯 金	19	0.0%	15	0.0%	
	定 期 積 金	548	0.7%	552	0.7%	
計		53,162	69.4%	52,529	68.2%	
合 計		76,614	100.0%	77,064	100.0%	
貯 金 者 区 分 残 高	員 内	会 員	16,832	22.0%	16,700	21.7%
		組 合 員 直 接 預 り	18,084	23.6%	18,122	23.5%
	計		34,916	45.6%	34,822	45.2%
	員 外	地 方 公 共 団 体	4,689	6.1%	4,996	6.5%
		金 融 機 関 そ の 他	—	—	—	—
計		41,698	54.4%	42,242	54.8%	

(注1) 固定自由金利定期：預入時に満期までの利率が確定する自由金利定期貯金

(注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

●科目別貯金平均残高

(単位：百万円)

項 目	25年度		26年度		増 減
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
流 動 性 貯 金	17,637	22.6%	17,077	22.4%	△ 560
定 期 性 貯 金	58,669	75.1%	57,697	75.7%	△ 972
そ の 他 の 貯 金	1,839	2.4%	1,482	1.9%	△ 357
計	78,145	100.0%	76,256	100.0%	△ 1,889
譲 渡 性 貯 金	—	—	—	—	—
合 計	78,145	100.0%	76,256	100.0%	△ 1,889

(注1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

(注2) 定期性貯金＝定期貯金＋積立定期貯金＋定期積金

●財形貯蓄残高

該当ありません。

貸 出 金

●種類別・用途別・貸出者別貸出金残高

(単位：百万円)

項 目		25年度末		26年度末		増 減	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比		
割 引 手 形	形	-	-	-	-	-	
手 形 貸 付	付	5,619	19.2%	7,430	25.1%	1,811	
証 書 貸 付	付	19,549	66.7%	18,052	61.0%	△ 1,497	
当 座 貸 越	越	2,556	8.7%	2,548	8.6%	△ 8	
金 融 機 関 貸 付	付	1,585	5.4%	1,585	5.3%	0	
合 計		29,309	100.0%	29,615	100.0%	306	
固 定 金 利 貸 出		28,966	98.8%	29,317	99.0%	351	
変 動 金 利 貸 出		343	1.2%	298	1.0%	△ 45	
設 備 資 金		6,323	21.6%	6,390	21.6%	67	
運 転 資 金		22,986	78.4%	23,225	78.4%	239	
貸出者区分残高	員 内	会 員	13,544	46.2%	13,026	44.0%	△ 518
		組 合 員 直 接 貸 付	13,755	46.9%	14,676	49.6%	921
		計	27,299	93.1%	27,702	93.5%	403
	員 外	地 方 公 共 団 体	7	0.0%	-	-	△ 7
		金 融 機 関	1,585	5.4%	1,585	5.4%	0
		そ の 他	418	1.4%	328	1.1%	△ 90
	計	2,010	6.9%	1,913	6.5%	△ 97	

●科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

項 目		25年度末		26年度末		増 減
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
割 引 手 形	形	-	-	-	-	-
手 形 貸 付	付	7,068	22.1%	7,057	23.3%	△ 11
証 書 貸 付	付	20,592	64.2%	18,998	62.6%	△ 1,594
当 座 貸 越	越	2,808	8.8%	2,695	8.9%	△ 113
金 融 機 関 貸 付	付	1,585	4.9%	1,585	5.2%	0
合 計		32,053	100.0%	30,335	100.0%	△ 1,718

●貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

項 目	25年度末	26年度末	増 減
貯 金 等	3,834	3,728	△ 106
有 価 証 券	—	—	—
動 産	142	656	514
不 動 産	6,257	6,478	221
そ の 他 担 保 物	—	—	—
担 保 計	10,233	10,862	629
漁 信 基 保 証	16,086	15,996	△ 90
そ の 他 保 証	718	566	△ 152
保 証 計	16,804	16,562	△ 242
信 用	2,272	2,191	△ 81
合 計	29,309	29,615	306

●債務保証担保別内訳

(単位：百万円)

項 目	25年度末	26年度末	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	4	12	8
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	20	19	△ 1
担 保 計	24	31	7
漁 信 基 保 証	—	—	—
信 用	5	6	1
合 計	29	37	8

●業種別貸出金残高

(単位：百万円)

項 目	25年度末		26年度末		増 減
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
農 林 水 産 業	24,780	84.5%	24,743	83.5%	△ 37
製 造 業	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—
運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—
卸 売 ・ 小 売 業	—	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	3,467	11.8%	3,898	13.2%	431
不 動 産 業	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—
地 方 公 共 団 体	7	0.0%	—	—	△ 7
そ の 他	1,055	3.6%	974	3.3%	△ 81
合 計	29,309	100.0%	29,615	100.0%	306

●主要な水産業関係の貸出金残高

■漁業種類等別

(単位：百万円)

項 目		25年度末	26年度末	増 減
漁業	海面漁業	945	912	△ 33
	海面養殖業	11,161	12,308	1,147
	その他漁業	21	19	△ 2
漁業関係団体等		11,103	10,584	△ 519
合 計		23,230	23,823	593

(注1) 本表は、水産業関係の貸出金残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出金残高(生活資金等)は含めておりません。

(注2) 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。(地公体、金融機関に対する貸出は含めておりません。)

(注3) 公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出金も含めております。

■資金種類別

<貸出金>

(単位：百万円)

項 目		25年度末	26年度末	増 減
プロパー資金		9,369	10,858	1,489
水産制度資金		13,861	12,965	△ 896
	漁業近代化資金	5,001	5,185	184
	その他制度資金等	8,860	7,780	△ 1,080
合 計		23,230	23,823	593

(注4) プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。

(注5) 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行なうことで信漁連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを掲載しております。ただし、公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出金は、その他制度資金等に含めております。

<受託貸付金>

(単位：百万円)

項 目		25年度末	26年度末	増 減
日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)		209	228	19
そ の 他		-	-	-
合 計		209	228	19

(注6) 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。

(注7) 公庫転貸資金のうち転貸漁協における漁業者向け貸出金は、(注5)のとおり水産制度資金のその他制度資金等に記載しております。(受託金融機関は受託貸付金に記載しております。)

有 価 証 券

●種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	25 年 度		26 年 度		増 減
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
国 債	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—

●有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合 計
	平 成 25 年 度 末	—	—	—	—	—	—	
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
平 成 26 年 度 末	—	—	—	—	—	—	—	—
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—

●有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

■有価証券

(単位：百万円)

保有目的	25年度末			26年度末		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

①その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

■金銭の信託

該当ありません。

●保有有価証券の利回り

(単位：%)

種類	25年度	26年度
国債	—	—
地方債	—	—
社債	—	—
以上平均	—	—

●オフバランス取引の状況

金融派生商品（債券先物オプション、債券店頭オプション、債券先物）は該当ありません。

●先物取引の時価情報

該当ありません。

●オプション取引の時価情報

該当ありません。

受託業務・為替業務等

●受託貸付金の残高

(単位：百万円)

受 託 先	25 年 度 末	26 年 度 末
株式会社日本政策金融公庫	234	259
独立行政法人住宅金融支援機構	308	264
独立行政法人福祉医療機構	1	0
合 計	543	523

●内国為替の取扱実績

(単位：百万円、件)

項 目	25 年 度		26 年 度		
	仕向	被仕向	仕向	被仕向	
種	送金・振込 (件数)	(45,485)	(32,962)	(44,975)	(31,338)
	金 額	93,542	96,091	94,828	93,197
類	代金取立 (件数)	(510)	(399)	(522)	(329)
	金 額	1,902	1,889	1,938	1,556
計	(件数)	(45,995)	(33,361)	(45,497)	(31,667)
	金 額	95,444	97,980	96,766	94,753

平残・利回り等

●粗利益

(単位：百万円、%)

区 分	25 年 度	26 年 度
資 金 運 用 収 益	995	952
資 金 調 達 費 用	132	130
資 金 運 用 収 支	863	822
役 務 取 引 等 収 益	21	22
役 務 取 引 等 費 用	8	9
役 務 取 引 等 収 支	13	13
そ の 他 事 業 収 益	89	90
受 取 出 資 配 当 金	89	89
受 取 助 成 金	0	1
国 債 等 債 券 売 却 益	-	-
国 債 等 債 券 償 還 益	-	-
そ の 他 事 業 収 益	-	-
そ の 他 事 業 費 用	35	38
そ の 他 事 業 収 支	54	52
事 業 粗 利 益	930	887
事 業 粗 利 益 率	1.19	1.16

- (注) 1. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支
 2. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

●業務純益

(単位：百万円)

項 目	25 年 度	26 年 度
業 務 純 益	155	135

- (注) 業務純益 = 事業粗利益 - 経費 (人件費・物件費・税金) - 一般貸倒引当金繰入額

●資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

区 分	25 年 度			26 年 度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	77,939	994	1.28	76,126	952	1.25
貸 出 金	32,054	722	2.25	30,335	668	2.20
預 け 金	45,885	272	0.59	45,791	284	0.62
有 価 証 券	-	-	-	-	-	-
資 金 調 達 勘 定	78,145	132	0.17	76,256	130	0.17
貯 金 ・ 定 積	78,145	132	0.17	76,256	130	0.17
借 用 金	-	-	-	-	-	-
貯 金 原 価 率				1.16		
総 資 金 利 ざ や				0.11		

- (注) 1. 貯金原価率 = 貯金利息 + 支払奨励金 + 経費 / 貯金平残 × 100
 2. 総資金利ざや = 総資金運用利回り - 総資金原価率

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	25年度増減額	26年度増減額
受 取 利 息	△70	△42
うち貸 出 金	△67	△54
うち有 価 証 券	—	—
うち預 け 金	△3	12
支 払 利 息	△35	△2
うち貯 金 等	△35	△2
うち譲 渡 性 貯 金	—	—
うち借 用 金	—	—
差 引	△35	△40

(注) 増減額は、前年度対比です。

●経費の内訳

(単位：百万円)

項 目	25年度増減額	26年度増減額
人 件 費	325	319
役員報酬	36	36
給料手当	205	197
賞与引当金戻入	△15	△15
賞与引当金繰入	15	15
福利厚生費	61	64
退職給付費用	20	18
役員退職慰労引当金繰入	3	4
旅 費 交 通 費	12	10
業 務 費	289	287
負 担 金	80	62
施 設 費	53	50
貯 金 保 険 料	10	10
雑 費	3	3
税 金	8	8
合 計	779	749

役員等の報酬体系

●役員

■対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

■役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退任慰労金の2種類で、平成26年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退任慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支 給 総 額	
	基 本 報 酬	退 任 慰 労 金 (注2)
対象役員(注1)に対する報酬等	36	1

(注1) 対象役員は、理事12名、監事4名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退任慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

■対象役員報酬等の決定等

①役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会によって定めています。

②役員退任慰労金

役員退任慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退任慰労金の総額の承認を受けた後、退任慰労金支給内規に基づき、理事については理事会、監事については監事会によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退任慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

●職員等

■対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等をうける者のうち、当連合会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、平成26年度に当連合会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注3) 平成26年度において当会の常勤役員が受ける報酬額と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

●その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありませ

諸 指 標

●最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、口、%)

項 目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
経常収益	1,261	1,281	1,176	1,165	1,102
経常利益	293	336	206	143	161
当期剰余金	234	△3	129	137	130
出資金	1,458	1,480	1,504	1,524	1,541
出資口数	14,580	14,799	15,042	15,245	15,413
純資産額	6,999	6,909	7,063	7,131	7,185
総資産額	95,247	90,412	87,778	84,373	84,960
貯金等残高	87,620	82,436	79,927	76,614	77,064
貸出金残高	37,349	34,670	31,606	29,309	29,615
有価証券残高	-	-	-	-	-
剰余金配当額	81	-	82	83	80
出資配当の額	21	-	22	23	30
事業利用分量配当の額	60	-	60	60	50
職員数	44人	42人	45人	45人	42人
単体自己資本比率	24.59%	23.41%	23.51%	24.44%	22.32%

(注1) 残高計数は、期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

(注2) 「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断する為の基準（平成18年金融庁・農林水産省告示第3号）に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示（バーゼルII）に基づく単体自己資本比率を記載しています。

●経営諸指標（貯貸率等・利益率）

(単位：百万円、%)

項 目	25年度末	26年度末	
貯 貸 率	期 末 残 高	38.3%	38.4%
	期 中 平 均 残 高	41.0%	39.8%
貯 預 率	期 末 残 高	61.7%	61.7%
	期 中 平 均 残 高	58.7%	60.0%
貯 証 率	期 末 残 高	0.0%	0.0%
	期 中 平 均 残 高	0.0%	0.0%
一 従 業 員 当 り	貯 金 残 高	1,703	1,835
	貸 出 金 残 高	651	705
一 店 舗 当 り	貯 金 残 高	25,538	25,688
	貸 出 金 残 高	9,770	9,872

項 目	25年度末	26年度末
総資産経常利益率	0.17%	0.19%
資本経常利益率	2.05%	2.29%
総資産当期利益率	0.16%	0.16%
資本当期利益率	1.97%	1.85%

(注1) 総資産経常（当期）利益率 = 経常（当期）利益 / 総資産平均残高（偶発債務見返除く） × 100

(注2) 資本経常（当期）利益率 = 経常（当期）利益 / 資本勘定平均残高 × 100

自己資本の充実の状況

●自己資本調達手段の概要に関する事項

■自己資本比率の状況

当連合会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員等ご利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

平成27年3月末における自己資本比率は、中期経営計画における増資計画に対しまして、会員の皆さま方にご協力いただきました結果、22.32%となりました。

■経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連合会の自己資本は、会員からの普通出資により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	愛媛県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,541百万円（前年度1,524百万円）

当連合会では、将来的な信用リスクや金利リスクの発生・増加に備えて、安定的な自己資本比率を維持する観点から、増資による自己資本の充実を図っております。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当連合会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

●信用リスクに関する事項

■標準的手法に関する事項

当連合会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は、告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リス

ク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・ リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

●信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当連合会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、

- ①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること
- ②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること
- ③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること
- ④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること

の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払を行う取引です。

当連合会では、派生商品取引及び長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

当連合会では、証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

●出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当連合会においては、これらを①「その他有価証券」、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

その他有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況などを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともにALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックしています。

系統出資については、漁連、農林中央金庫をはじめ、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これら評価等は、株式については、その他有価証券として時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて減損処理しております。

また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

●金利リスクに関する事項

■金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（貸出金、有価証券、貯金等）が、金利変動により発生するリスク量をいいます。

当連合会では、市場金利が上下2%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当連合会では当座性貯金の額の50%を満期5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算出しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算出しています。

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	26年度末		25年度末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	7,104,627		7,048,265	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,541,300		1,524,500	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	5,643,802		5,606,340	
うち、外部流出予定額 (△)	△ 80,474		△ 82,574	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	89,506		87,485	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	89,506		87,485	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,194,134		7,135,751	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	308	1,233	-	-
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	308	1,233	-	-
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	3,845	15,381	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4,153		0	

自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,189,980		7,135,751
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	30,523,651		27,471,965
資産 (オン・バランス) 項目	30,487,514		27,443,944
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 6,160,485		△ 9,266,676
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によらずとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) に係るものの額	1,233		-
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によらずとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	15,381		-
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によらずとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	-		-
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	△ 6,177,100		△ 9,266,676
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
オフ・バランス項目	36,136		28,020
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	-		-
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,688,189		1,724,517
信用リスク・アセット調整額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	32,211,840		29,196,482
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) / (二))	22.32%		24.44%

(注) オペレーショナル・リスクに関する記載：(基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3)

●自己資本の充実に関する事項

(単位：百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	25年度			26年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	68	-	-	53	-	-
地方公共団体金融機構及び 我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	49,205	9,841	394	49,893	9,979	399
法人等向け	4,132	3,532	141	3,841	3,641	146
中小企業等・個人向け	1,514	529	21	1,410	540	22
抵当権付住宅ローン	-	-	-	25	9	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	10	9	0	54	41	2
漁業信用基金協会等保証	15,319	1,532	61	15,254	1,525	61
出資等	1,686	1,686	67	1,733	1,733	69
上記以外	12,526	10,314	413	12,728	13,946	558
(うち農林中央金庫等 の対象普通出資等)	-	-	-	6,177	9,266	371
経過措置によりリスク・アセットの 額に算入されるものの額	-	-	-	17	17	1
経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
合計	84,460	27,443	1,098	85,008	31,431	1,257

(注)「エクスポージャーの期末残高」は、信用リスク削減後エクスポージャー残高を記載しています。

●オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

25年度			26年度		
粗利益額 a	オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 b=a×15%÷8%	所要自己資本額 c=b×4%	粗利益額 a	オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 b=a×15%÷8%	所要自己資本額 c=b×4%
930	1,744	70	887	1,663	67

(注) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当連合会では基礎的手法を採用しています。

●所要自己資本額

(単位：百万円)

25年度		26年度	
リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
29,196	1,168	32,212	1,288

●信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

区 分	25年度末			26年度末			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	
法人	農 林 水 産 業	11,724	11,724	—	10,742	10,742	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—
	建 設 業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	51,843	3,473	—	53,796	3,903	—
	不 動 産 業	—	—	—	—	—	—
	サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体	7	7	—	53	—	—
	そ の 他	3,341	3,341	—	3,844	3,844	—
個 人	10,817	10,817		11,185	11,185		
固 定 資 産 等	6,908			5,426			
合 計	84,640	29,362	—	85,046	29,674	—	

- (注) 1. 全て国内取引です。
 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。
 3. 当連合会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

●信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

区 分	25年度末			26年度末		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
1 年 以 下	50,077	9,877	—	53,939	12,039	—
1 年 超 3 年 以 下	4,123	4,123	—	4,439	4,439	—
3 年 超 5 年 以 下	2,545	2,545	—	1,657	1,657	—
5 年 超 7 年 以 下	1,930	1,930	—	1,981	1,981	—
7 年 超	9,243	9,243	—	7,919	7,919	—
期限の定めなし	16,722	1,644	—	15,111	1,639	—
合 計	84,640	29,362	—	85,046	29,674	—

- (注) 1. 全て国内取引です。
 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

●3ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び業種別の内訳

(単位：百万円)

区 分		25年度末	26年度末
法 人	農 林 水 産 業	—	—
	製 造 業	—	—
	建 設 業	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—
	卸 売 ・ 小 売 業	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—
	不 動 産 業	—	—
	サ ー ビ ス 業	—	—
	地 方 公 共 団 体	—	—
	そ の 他	—	—
個 人	8	1	
合 計	8	1	

(注) 1. 全て国内取引です。

2. 「延滞エクスポージャーの期末残高」には、基金協会保証付債権は含まれていません。

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	25 年 度					26 年 度					
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	
			目的使用	その他				目的使用	その他		
一 般 貸 倒 引 当 金	91	87	—	91	87	87	90	—	87	90	
個 別 貸 倒 引 当 金	80	150	—	80	150	150	155	—	150	155	
法 人	農 林 水 産 業	23	109	—	23	109	109	129	—	109	129
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸 売 ・ 小 売 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地 方 公 共 団 体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	57	41	—	57	41	41	26	—	41	26	

(注) 全て国内取引です。

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		25 年 度	26 年 度
法 人	農 林 水 産 業	—	—
	製 造 業	—	—
	建 設 業	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—
	卸 売 ・ 小 売 業	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—
	不 動 産 業	—	—
	サ ー ビ ス 業	—	—
	地 方 公 共 団 体	—	—
	そ の 他	—	—
個 人	1	0	
合 計	1	0	

●信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

区 分	25年度末			26年度末			
	格付有	格付無	計	格付有	格付無	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	855	855	—	762	762
	10%	—	15,618	15,618	—	15,519	15,519
	20%	—	49,208	49,208	—	49,893	49,893
	35%	—	—	0	—	24	24
	50%	—	2	2	—	1	1
	75%	—	666	666	—	685	685
	100%	—	15,067	15,067	—	8,725	8,725
	150%	—	6	6	—	6,204	6,204
	200%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	184	184	—	161	161
	1250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	
自己資本控除額	—	—	—	—	—	—	
合 計	—	81,606	81,606	—	81,974	81,974	

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	25年度末		26年度末	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構及び 我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	—	296	—	262
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	3	—	—
漁業信用基金協会等保証	—	—	—	—
その他の	—	299	—	82
合 計	—	598	—	344

(注)「適格金融資産担保」には、貸出金と自会貯金の相殺は含まれていません。

●出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	25年度末		26年度末	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	6,278	—	6,326	—
合 計	6,278	—	6,326	—

●出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

区 分	25年度末			26年度末		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上 場	—	—	—	—	—	—
非 上 場	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

●貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

区 分	25年度末		26年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	－	－	－	－
非 上 場	－	－	－	－
合 計	－	－	－	－

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関係会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

区 分	25年度末		26年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	－	－	－	－
非 上 場	－	－	－	－
合 計	－	－	－	－

●金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	25年度	26年度
金利ショックに対する 損益・経済価値の増減額	△25	△10

リスク管理情報等

●リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	25年度末	26年度末	増 減
リスク管理債権総額 (A) = ①+②+③+④	9,955	11,181	1,226
破綻先債権額①	7	2	△5
延滞債権額②	9,612	9,934	322
3ヶ月以上延滞債権額③	6	—	△6
貸出条件緩和債権額④	330	1,245	915
保全額合計 (D) = (B) + (C)	9,619	9,937	318
担保・保証付債権額 (B)	9,469	9,782	313
貸倒引当金残高 (C)	150	155	5
保 全 率 (D) / (A)	96.62	88.87	△7.75

(注1) 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

(注2) 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外ものをいいます。

(注3) 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）をいいます。

(注4) 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2、注3に掲げるものを除く。）をいいます。

(注5) 「担保・保証付債権額 (B)」は、「リスク管理債権総額 (A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6) 「貸倒引当金残高 (C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

●金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	25年度末	26年度末	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	273	921	648
危 険 債 権	9,346	9,016	△ 330
要 管 理 債 権	336	1,245	909
不 良 債 権 額 合 計 (A)	9,955	11,182	1,227
正 常 債 権	19,407	18,491	△ 916
保 全 額 合 計 (D) = (B) + (C)	9,619	9,937	318
担 保・保 証 付 債 権 額 (B)	9,469	9,782	313
貸 倒 引 当 金 残 高 (C)	150	155	5
保 全 率 (D) / (A)	96.62	88.87	△ 7.75

(注1) 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2) 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注3) 「要管理債権」とは、基本的には、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。

(注4) 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。

(注5) 「担保・保証付債権額 (B)」は、「金融再生法開示債権総額 (A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6) 「貸倒引当金残高 (C)」は、「正常債権」に対する貸倒引当金は含まれておりません。

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	25 年 度					26 年 度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	91	87	-	91	87	87	90	-	87	90
個 別 貸 倒 引 当 金	80	150	-	80	150	150	155	-	150	155
合 計	171	237	-	171	237	237	245	-	237	245

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	25 年 度	26 年 度
貸 出 金 償 却 額	1	0

財務諸表の正確性等にかかる確認書

謄 本

確 認 書

- 1 私は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、適正に表示されていることを確認しました。

- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成27年6月18日

愛媛県信用漁業協同組合連合会
代表理事会長 高 取 武 則 ⑩



浜鯛長：愛媛県 JF マリンバンクのイメージキャラクター。
愛媛県では瀬戸内の鯛、愛鯛といった名称やキャッチコピー
で赤く綺麗な鯛を生産していますので、そこから生まれた
キャラクター。

特 徴：漁師を引っ張る浜の隊長であり、鯛の王様という意味の名称。
漁師の前掛けをイメージした腰巻きにある「喜」という文字は、
皆様に消費していただいた魚の骨の絵です。